平成２３年（フ）第３３１１号
大阪市平野区喜連７丁目３番１―201号
破産者　生田　智章
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６５号
大阪市浪速区幸町１丁目３番16―909号
破産者　長瀬知恵子
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２５号
大阪府松原市阿保２丁目31番地　205号
破産者　多屋　光康
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９９号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目９番43号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市梅が園町３番30号
破産者　青山酒店こと　青山　康正
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０６３号
大阪府河内長野市加賀田578番地の１
破産者　南ドリームファクトリーこと　南　孝司
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５６９号
堺市南区檜尾4045―１、開始決定時の住所堺市中区福田586番地１
破産者　高橋工務店こと　髙橋　敏之
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目18番１号フラワーハイツ愛202号、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉北２丁目９番18号
破産者　越田　　正
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２２４号
兵庫県宝塚市逆瀬台６丁目11番10号
破産者　津田　　宏
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２８５号
大阪府大阪市中央区高麗橋１丁目７番７―2205号、開始決定時の住所大阪府大阪市西区新町２丁目10番19号ル・グランデ四ツ橋西1102
破産者　壺井　邦彦
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３０９号
北海道旭川市春光６条２丁目８―12、開始決定時の住所熊本市池田１丁目23番11号　レオパレスサンシャイン302
破産者　北俣　竜治
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４２号
熊本県八代市松崎町27番地９
破産者　内田　孝輔
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５９号
熊本県八代市大村町940番地１　202
破産者　長尾　明紀
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２４３号
沖縄県島尻郡与那原町字上与那原298番地の７　津波古アパート201、開始決定時の住所沖縄県島尻郡南風原町字宮平580番地の10
破産者　小濵　　保
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３１号
宮城県登米市迫町北方字早稲田３番地１
破産者　佐々木　宏
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５０号
山形県酒田市字内町25番地
破産者　伊藤　　秀
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１１６号
千葉県銚子市笠上町7162番地の２
破産者　黒田　隆三
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３５５９号
神奈川県大和市上和田1240番地７
破産者　大木　英広
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部